

運動部活動の地域移行に関する検討会議

提言

～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに
継続して親しむことができる機会の確保に向けて～

令和4年6月6日

運動部活動の地域移行に関する検討会議

目次

はじめに	1
第1章 中学校等の運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性	4
1. 中学校等の運動部活動を取り巻く状況	4
2. 中学校等の運動部活動の改革の方向性	5
第2章 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等	8
1. 地域における新たなスポーツ環境の在り方	8
2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法	11
3. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール	13
第3章 地域におけるスポーツ団体等の整備充実	16
1. 地域スポーツ団体等の整備充実方策	16
2. 地域のスポーツ組織・団体等への支援	17
第4章 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保方策	19
1. 指導者の質の保障・量の確保方策	19
2. 指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）	23
第5章 地域におけるスポーツ施設の確保方策	25
1. 想定されるスポーツ施設	25
2. 円滑な学校体育施設の利用の促進	25
3. 学校体育施設の利用・管理の在り方	26
第6章 大会の在り方	27
1. 今後の大会の在り方	27
2. 大会引率や運営に係る教師の負担の軽減	32
第7章 地域スポーツにおける会費の在り方	35
1. 適正な額の会費の在り方	35
2. 運動部活動に要する費用の徴収方法等	36
3. 経済的に困窮する家庭の生徒への支援	37
第8章 保険の在り方	38
1. 保険の加入	38
2. 保険の補償内容	38
第9章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方	40
1. 学習指導要領について	40
2. 高校入試について	44
3. 中学校等の教師の採用選考・人事配置等について	48
第10章 地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動の在り方	50
1. 誰もが参加しやすい運動部活動	50
2. 複数の活動を経験できる活動日数や時間	51
3. 活動時間の適正化	51
4. 指導体制の見直し	52
5. 地域のスポーツ団体等との連携・協働	53
第11章 休日の運動部活動の地域移行の達成時期の目途について	55
終わりに	57

はじめに

【検討の経緯】

中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の運動部活動は、これまで生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。

また、学校教育の一環として行われる運動部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義があった。さらに、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

あわせて、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成や、体力の向上や健康の増進につながるなどの意義も有してきた。

一方で、こうした学校の運動部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増している。例えば、現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べて、地方においてより加速しており、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていていると考えられる。

さらに、中学校等の運動部活動においては、競技経験のない教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態も見過ごすことができない。

他方、児童生徒の育成は学校、家庭及び地域において担われている中で、地域のスポーツ団体や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況もみられる。

学校における運動部活動に関する厳しい状況については、中央教育審議会や国会等においても指摘されてきており、これまでスポーツ庁においても、運動部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働や地域への移行の方向性が示されてきたところである。

具体的には、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示された。その後、平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「平成31年中教審答申」という。）において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会

を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。

また、国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年 11 月）、参議院文教科学委員会の附帯決議（同年 12 月）において「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘された。

さらに、令和 2 年 9 月には、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中では、「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている。」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示された。

こうした数次にわたる運動部活動改革の取組を受けて、令和 3 年 10 月に、令和 5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、運動部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議（以下「検討会議」という。）」が設置された。この検討会議では、これまで 8 回にわたり、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たなスポーツ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」の整備や支援、③「スポーツ指導者」の質の保障・量の確保方策、④「スポーツ施設」の確保方策、⑤「大会」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方、及び達成時期などについて、多様な観点から集中的に検討を行った。

その際、様々な事情を抱える学校現場や地域において運動部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討を行ってきたところである。

これは、運動部活動について、都市部に設置されている学校から中山間地域や離島等の地方部に設置されている学校がある中、それぞれの地域におけるスポーツ環境の状況は様々であり、同じ都市部内や地方部内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを見つかり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があると考えるためである。

こうした検討を経て、今般、委員間において一定の共通認識が得られたことから、検討会議としての提言をとりまとめるものである。

【今後の目指す姿】

学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学大臣決定）にもあるとおり、「スポーツ」は様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つ文化であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、^絆の強い社会を創ることを目指すべきである。その際、前述した運動部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるべきである。

運動部活動の地域移行は、単に運動部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様なスポーツの体験機会を確保する必要がある。このため、地域の実情等に応じ、適正なガバナンスを確保したスポーツ団体等が組織化され、意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者やふさわしい施設を確保し、適正な活動時間の中で生徒が複数種目を選択し参加するなど多様な活動も提供されることを目指すべきである。地域におけるスポーツ振興により一層取り組む必要があり、国及び地方公共団体等において、運動部活動の改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ環境の充実を図る機会にしていくことが重要である。

本提言は公立中学校等における運動部活動について対象としているが、国立の中学校等においても、本提言の内容については、改革・改善が求められるものであることから、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことを望みたい。

また、公立及び国立の高等学校等（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で運動部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中でスポーツに特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。一方、高等学校等においても、スポーツを通じた生徒の心身の健全育成や教職員の働き方改革の観点は重要であり、学校等の実情に応じて運動部活動の改善に取り組むことを望みたい。

私立学校においても、これらの取組も参考にしながら、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことを望みたい。

第1章 中学校等の運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性

1. 中学校等の運動部活動を取り巻く状況

- 中学校等の運動部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、中学校等の生徒数や教師数は大幅に減少しており、公立中学校の生徒数は、いわゆる第二次ベビーブーム世代が中学生であった昭和61年が約589万人と最多であり、学校数は10,517校、教師数は約28万人であったものが、令和3年には、生徒数が約296万人と概ね半減し、学校数は9,230校、教師数は23万人に減少している¹。
さらに出生数で見ると、同様に第二次ベビーブーム世代として昭和48年には約209万人で最高であったものが、令和3年には84万人にまで落ち込むなど、今後とも少子化による生徒数減少が見込まれる²。
- 一方、運動部活動数については、平成16年度に約12万部、1中学校あたり11.1部であったものが、令和元年度となっても約12万部、1中学校当たり11.3部とほぼ変化しておらず、地域によっては運動部活動の小規模化が進んでいると言われている。
- また、中学校教諭の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）は63時間20分であり、1か月（4週間）当たりの時間外勤務は100時間近くに及んでいる。特に中学校では、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果では、土日の部活動指導に従事している時間数が1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に係る負担が増していることがわかる³。学校において働き方改革が求められる中、運動部活動が教師の長時間勤務の大きな要因の一つとなっていることから、早急な改革が急務となっている。
- このような社会情勢の変化等を踏まえれば、特に、少子化による生徒数減少の影響を大きく受け、また、学校毎の生徒数の規模を簡単には増やすことができない公立中学校等では、部員が集まらないことにより、大会への出場だけでなく日頃の練習すらままならない状況が見られるようになっている。たとえ規模の比較的大きな中学校等であっても、生徒数や教師数等の関係から、現状を維持するだけで精一杯の状況にあり、生徒の多様な志向や体力等に応じて新たな活動に取り組むことなどが難しくなっている。また、現在規模が大きい学校であっても、いずれ生徒数が減少し、現状維持すら困難になることも予想される。

¹ 文部科学省「学校基本統計」

² 厚生労働省「人口動態統計」

³ 文部科学省「教員勤務実態調査」（平成28年度）

2. 中学校等の運動部活動の改革の方向性

(運動部活動の段階的な地域移行)

上記1.に記載した中学校等の運動部活動を取り巻く状況に鑑みれば、今後、これまでと同じ形で平日及び休日の運動部活動を維持することは困難な状況にある。こうした中、中学生等のスポーツ機会を着実に確保していくための改革の方向性としては、まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とすべきと考える。その際、平日の運動部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の運動部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日に関する地域移行の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進すべきと考える。移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。

(地域におけるスポーツの振興)

あわせて、地域移行の受け皿となる地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興についても、着実に取り組むことが重要である。特に、スポーツに関する団体の役員をはじめとする関係者においては、各々がこれまで取り組んできた事業の分野にとどまらず、児童生徒の心身の健全育成やスポーツ振興に広く目を向け、地域におけるスポーツ機会の確保や、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に積極的に取り組むことが期待される。

(1) 地域におけるスポーツ機会の確保

①現状と課題

○ 上記1.で指摘した通り、このまま少子化が進展していくば、どの中学校等においても、運動部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定される。生徒にとって自分やりたいスポーツの運動部活動がなく、あったとしても少ない部員数であることなどにより活動が低調となり、魅力を感じられない状況が生じる。このため、生徒の運動部活動離れを引き起こすという悪循環が生じ、運動部活動が衰退する恐れがある。

また、少子化の影響による学校規模の小規模化に伴い、運動部活動の指導を担う教師の数も減少すると考えられる。

そのため、学校単位で、教師が指導する従来の運動部活動を、今後も現状の形で維持していくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

②求められる対応

○ 公立中学校等において、運動部活動の質・量の両面からの低落傾向が進み、運動部活動の維持が困難となる前に、生徒の心身の健全育成と生涯にわたってスポーツに取り組む素地を培う観点から、生徒がスポーツに親しむ機会を、地域において広く確保できるようにしていく必要がある。

- そのため、従来のように学校だけで運動部活動が中心となって生徒のスポーツ機会を担うのではなく、行政や地域のスポーツ団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を速やかに整備し、その充実を図ることが強く求められる。

(2) 生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実

①現状と課題

- 運動部に入部している生徒数は、平成 13 年度は約 263 万人であったものが、令和 2 年度は約 193 万人となり、約 70 万人減少している⁴。また、運動部のみに所属している中学校等の生徒の割合は、平成 20 年度は男子 75.6%、女子は 56.7% であったものが、令和 3 年度は男子 63.5%、女子 49.6% となっている。このように所属する生徒数や割合は年々減少傾向にある⁵。
- また、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない生徒であっても、男子生徒の約 8 割、女子生徒の約 9 割の生徒が、自分のペースで行えたり、興味のある運動やスポーツを行えたりするなどの状況があれば、運動部活動に参加したいと考えている⁶。こうしたデータから、現在、運動部等に所属していない生徒であっても、自分にふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒が多い状況が分かる。

②求められる対応

- 地域における新たなスポーツ環境を整備充実する際には、単に運動部活動の実施主体を学校から地域のスポーツ団体等へ移行するのではなく、現在、運動部に所属していない生徒も含めて、スポーツ活動への参加を望む生徒にとってふさわしいスポーツ環境の実現につなげていく必要がある。
- また、地域における新たなスポーツ環境を整備充実させ、運動部活動を地域に移行することにより、学校の働き方改革の進展にもつながっていくことが期待される。教師が教師でなければできない業務に専念できる体制にしていくことができれば、学校教育が改善充実され、生徒に対するより良い学校教育の提供につながることが期待される。

⁴ 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」

⁵ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（中学校等の 2 年生対象）

⁶ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年度）において、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない生徒に対する「どのような条件があれば運動部活動に参加したいと思うのか」との質問について、男子生徒の回答は「自分のペースで行うことができる」(45.2%)、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことできる」(44.4%) 等であり、「部活動等として運動やスポーツは行いたくない」は 20.2% となっている。女子生徒の回答は「友達と楽しめる」(60.2%)、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことできる」(59.8%) 等であり、「部活動等として運動やスポーツは行いたくない」は 10.8% となっている。

(3) 地域スポーツの振興

① 現状と課題

- 地域のスポーツができる場としては、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、自治体・地域の運動教室など様々あるが、総合型地域スポーツクラブの会員における中学校等の生徒の割合は3.3%（令和2年度）、スポーツ少年団員における生徒の割合は11.9%（令和2年度）等となっている⁷。このように地域におけるスポーツ活動に参画する生徒は少なく、多くの生徒は学校の運動部活動に加入しているのが現状である。
- 地域のスポーツ環境については、行政、体育・スポーツ協会、学校・指導者等の関係団体・関係者の連携や人材の活用が不十分であることや、中学校等の生徒向けの活動に限らず、地域で気軽にスポーツができる場・プログラム・指導者の整備が不十分であることなどの課題が指摘されている。

② 求められる対応

- そのため、地方公共団体や地域のスポーツ関係者において、新たなスポーツ環境の整備充実を進める中においては、単に中学校等の生徒のスポーツ機会を確保するという観点だけでなく、地域住民にとっても、より良い地域スポーツ環境となることを目指す必要がある。このため、地域のスポーツクラブ等の整備、住民ニーズに応じて複数の運動種目に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保など、地域スポーツ全体を振興する契機としていくことが必要である。
- こうした運動部活動の地域移行に向けた取組は、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境の構築に資するだけでなく、以下のようない効果が期待できる。
 - ・ 他の世代にとっても、行政やスポーツ関係団体、学校等との緊密な連携や、指導者の活用等が充実すること
 - ・ 地域のスポーツ環境において多様なスポーツ活動の場が提供され、生徒以外の世代も含めて気軽にスポーツができる環境となり、地域全体として、より幅広いニーズに応えられるようになること
 - ・ 幅広い世代が参加する地域スポーツ環境の構築により、生涯を通じた運動習慣作りが促進されること

⁷ スポーツ庁「令和2年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団「令和2年度スポーツ少年団育成報告書」

第2章 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等

運動部活動の地域移行にあたり、地域における新たなスポーツ環境については、単に休日の運動部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していくこうとすると、地域におけるスポーツ環境において、生徒のニーズに十分に応じることができなかつたり、大会での成績等を重視した活動が多くなったりするなど、学校の運動部活動が抱える課題がそのまま温存されてしまう恐れがある。このため、中学校等の生徒が参加できる地域における新たなスポーツ環境の在り方を新たな視点で具体的に示していく必要がある。

また、現状、地域におけるスポーツ環境の整備が進んでいる地域もあれば、そうではない地域もある中、どの地域においても新たなスポーツ環境の構築が着実かつ円滑に進められるようにしていく必要がある。

そのため、地域における新たなスポーツ環境の在り方やその構築の方法等について整理するものである。

1. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

(1) 参加者

- 第1章の2.(2)で述べた通り、運動部のみに所属している中学校等の生徒の割合は、男子 63.5%、女子 49.6%となっていることに加え、運動部活動や地域のスポーツクラブ等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒も多い。また、中学校等の生徒のうち地域のスポーツクラブに所属している者は、男子では 18.0%、女子では 10.7%となっており⁸、徐々に増えてきている。
- こうした現状を踏まえ、地域におけるスポーツ環境を整備するに当たっては、できるだけ多くの生徒に対してスポーツに親しめる機会を確保するため、運動部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、文化部活動に所属している生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する必要がある。

(2) 実施主体

- 地域におけるスポーツ機会を提供している組織・団体は多様であるため、地域における新たなスポーツ環境の構築に当たっては、当該地域の実情に応じた対応が求められる。
- そのため、各地域においては、実施主体を特定の団体等に限定して、その整備充実

⁸ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和3年度）

を図るのではなく、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様な実施主体を想定しながら対応する必要がある。

- 多様な実施主体としては、上記に述べたスポーツ団体等に加え、地域学校協働本部⁹や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する必要がある。また、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）では、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的な向上を図るとともに、地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進することにしている。将来的には、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブを融合した地域スポーツクラブを形成し、そこで中学校等の運動部活動も融合していく構想を持っており、このような新たな地域スポーツクラブも考えられる。
- 地域における実施主体については、その団体等の運営において一定の水準を確保することが求められることから、令和元年8月にスポーツ庁が策定した『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した団体等の運営が行われる必要がある。したがって、国、都道府県及び市町村並びにJSPOをはじめとしたスポーツ団体等において、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を広く周知・徹底することが求められる。

（3）活動内容

- 地域におけるスポーツ環境において、生徒のスポーツの機会を確保する際、中学校等の生徒には、体力や技量が高い競技志向の生徒もいる一方で、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒もあり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められる。
- そのため、現行の運動部活動のように競技志向で特定の運動種目に継続的かつ長期間にわたり専念する活動だけではなく、青少年期を通じて幅広いスポーツ活動に親しむため、休日や長期休暇中などに開催されるスポーツの体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツの機会を確保し、体験の格差の解消にもつなげていく必要がある。

⁹ コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等によるネットワーク体制

(参考) 「地域運動部活動推進事業」における実践事例

○大阪府泉大津市（レクリエーション等）

- ・市内3中学校を対象に、学校管理下外の地域活動として「合同ゆる部活動」を設置
- ・生徒が興味・関心のある活動に任意で参加
- ・楽しむこと、スポーツに触れるきっかけづくり、健康増進等が目的

○ 地域によっては、施設や指導者等の状況から、現在中学校等で設置運営されている運動種目の活動について、その全ての運動種目の活動を整備できないところも想定される。

地域における新たなスポーツ環境の構築の趣旨・目的は、どの生徒にとってもスポーツに親しむ機会を確保していくためのものであり、複数の運動種目の活動があることも生徒にとって重要なことである。また、たとえ同じ運動種目であっても、レクリエーション志向の生徒向けの活動と競技志向の生徒向けの活動を提供したり、競技志向の活動であっても、生徒がそれぞれのレベルでスポーツを楽しむことができるよう複数のレベルに分けた活動を提供したりするなど、生徒自身が自分の志向やレベルに合う活動を選べる環境を構築していくことも重要である。

そのため、現在の中学校等で設置されている運動部活動の運動種目の活動を、そのまま地域で継続させることを過度に重視するのではなく、むしろ、生徒の志向等を改めて確認しながら、地域で盛んなスポーツや地域で整備充実が可能なスポーツについて、例えば、レクリエーション志向の生徒向けの活動や、競技志向の生徒向けの活動など、多様な活動を開設していくといった工夫をする必要がある。

○ また、若者に人気のあるスケートボードやストリートダンス等のアーバンスポーツ、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるユニバーサルスポーツ、中学校等の運動部活動としての設置が少ないスポーツ等に親しめる機会も充実され、生徒にとって、これまで学校の運動部活動では経験できなかったスポーツも経験できるようになることも期待される。

○ 地域における生徒数が少ないなどの理由から、生徒だけに特化した活動を設置運営できない地域も想定される。生徒にとって、地域の大人や高齢者と一緒にスポーツ活動を行うことは、大人や高齢者になってもスポーツに親しむ姿を身近に感じることができ、生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢を育む上で、これまでのように同じ世代だけでスポーツ活動をするよりも、より大きな効果が期待できる。

○ そのため、生徒だけを対象とした活動を前提にするのではなく、他の世代と一緒に参画する活動も望まれる。その際、新たな活動を設置することだけでなく、既に他の世代向けに設置されている活動に、生徒が加わることも想定される。こうした環境が整えば、中学校等を卒業した後も、引き続き、地域でスポーツに親しめる機会を確保

することが可能となる。

- また、生徒が自らの志向や興味関心等に応じて活動を選べるようにするため、中学校等において、地域で実施されているスポーツ活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する必要がある。

(4) 複数の活動を経験できる活動日数や時間

- 地域におけるスポーツ環境としては、生徒の興味関心に応じたスポーツの機会が確保され、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための基盤となる資質・能力を育めるものとする必要がある。
- そのため、中学校等の生徒が参加する際には、初心者でも気軽に参加できる活動内容とするとともに、活動日数や時間が長くならないようにし、特定の運動種目だけではなく複数の運動種目を提供したり、文化や科学分野の活動も含めて様々な活動を経験できたりすることが望ましい。

(5) 生徒等の健康への配慮

- スポーツ活動に取り組む時間については、競技志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があり、生徒の心身の成長に配慮して、健康に学校生活を送れるよう、現行のガイドラインにおいて医・科学的観点も踏まえ定められた活動時間を遵守し、休養日を設定する必要がある。

(6) 活動場所

- 地域によっては、既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設だけでは、生徒を受け入れるには十分ではないところもある。
- そのため、地域の中学校をはじめとして小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設なども積極的に活用することが考えられる。
その際、指定管理者制度に基づき、民間等の活力を生かした公共施設の管理運営を取り入れて、学校教職員の負担軽減を図るなど、多様な実施主体が中学校等の体育施設等を活用しやすい環境を整備していく必要がある。【第5章「地域におけるスポーツ施設の確保方策」を参照】

2. 地域における新たなスポーツ環境の構築の方法

(1) 進め方

① 現状と課題

- 中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しめる環境を構築することは、運動部

活動が学校の活動であることが当たり前であった生徒や教師等にとって大きな変化を伴うものであり、このような改革を一步一歩着実に進めていくためには、まずは休日から地域移行の取組を進めていくことが適切と考えられる。

- その理由としては、平日と休日とを比較した場合、「生徒の活動時間」という観点からは休日の方が移動や練習に要するまとまった時間が確保しやすいこと、「指導者の確保」という観点からは平日に仕事がある保護者や地域住民にとって休日の方が参画しやすいこと、「施設の確保」という観点からは授業等がない休日は学校の体育施設を利用しやすいことなどが挙げられる。
- ただし、地域によっては中学生等の生徒を受け入れていくことになる組織や体制、活動場所となる施設設備等の環境が様々であり、平日と休日を分けない方が、あるいは、休日よりも平日の方がスポーツ環境の整備充実を進めやすい場合があることも想定される。また、休日と平日の指導者が異なる場合には、指導方針の違い等により混乱が生じる恐れを指摘する声もある。

②求められる対応

- 地域における新たなスポーツ環境の構築について、まずは、休日における地域のスポーツ環境の構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日のスポーツ環境の構築に取り組むことを基本とする。その際、休日の活動と平日の活動で指導者が異なった場合には、必要に応じて、指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図っていく必要がある。
- なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築することもあり得るため、特定の受け入れ方にこだわらずに、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいのかは、各地域における関係者間で丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていく必要がある。

(2) 検討主体

①現状と課題

- 地域における新たなスポーツ環境の構築に当たっては、学校の設置・管理運営や地域スポーツの振興を担う市町村はもとより、市町村を支援し広域的なスポーツ振興を担う立場にある都道府県、当該地域に存在するスポーツ団体やスポーツ推進委員など様々な機関・関係者が連携協力しながら取り組んでいかなければ、円滑に進まなくなる恐れがある。

②求められる対応

- 地域において新たなスポーツ環境の構築を進めるためには、市町村において、当該市町村の地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポー

ツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、都道府県の指導助言を受けつつ、地域の実情に応じた様々な方法を想定しながら、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し、実行していく必要がある。

- その際、現状では各市町村において、学校の設置・管理運営を担う教育委員会の担当部署が中心となって進めているところが多いと考えられるが、地域スポーツ環境の整備が重要な課題であり、地域スポーツ担当部署が中心となって、学校の設置・管理運営を担う担当部署等と緊密に連携しながら検討を進めていく必要がある。
- 環境の整備充実を行うに当たっては、例えば、市町村や都道府県の体育・スポーツ協会などの団体が、地域の各スポーツ団体等の取りまとめを行うなどの役割を担うことが考えられる。

また、学校は、生徒の育成に関わる主体の一つとして、地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して地域のスポーツ環境の整備充実に取り組む必要がある。

このように、運動部活動の地域移行は、地域だけで対応するのではなく、学校、行政、スポーツ団体などがこれまで以上に連携して取り組むことが必要である。

(3) 関係者への周知

①現状と課題

- 地域におけるスポーツ環境の構築や運動部活動の円滑な地域移行に向けて、生徒や保護者、スポーツ関係者、学校関係者等の理解や協力は不可欠であるが、現状、そうした様々な関係者間で十分な共通理解が得られているとは言えない状況である。

②求められる対応

- 地方公共団体においては、生徒や保護者、スポーツ関係者、学校関係者等に対して、改革の背景や、地域におけるスポーツ環境の将来像、生徒自身や地域社会への見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。

3. 地域における新たなスポーツ環境の構築のスケジュール

(1) スケジュール

①現状と課題

- 地域における新たなスポーツ環境の構築の進捗状況については、積極的に進めている地方公共団体がある一方で、あまり進んでいない地方公共団体もあるのが実態である。

②求められる対応

- こうした地域におけるスポーツ環境構築等の実態に違いがあることは前提としつつ

も、運動部活動の地域移行にかかわって、地域における新たなスポーツ環境の構築を円滑かつ着実に進めるためには、各地方公共団体が目安とできる一定のスケジュールを示すことが有効であると考えらえる。

- そのため、以下に掲げる取組スケジュールを参考にしながら、各市町村や地域においては、当該地域の実情等を加味した独自のスケジュールを策定して、関係者間で協議を重ねていく必要がある。その際、準備の進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しながら、着実に進めていく必要がある。

また、国や都道府県は、市町村における進捗状況等を把握しながら、必要に応じて指導・助言等の支援を行っていく必要がある。

＜令和4年度の取組例＞

- ・ 各中学校等において、運動部に入っていない生徒も含めた生徒・保護者のニーズや教師の意向をアンケート等で把握するとともに、体力、運動習慣上の課題等を踏まえて、今後のふさわしいスポーツ活動内容について検討する。その際、小学校においても、令和5年度以降中学校に入学する児童・保護者を対象として上記アンケート等を行い、学校設置者である市町村や中学校等と情報共有していくことが重要である。
- ・ 各市町村や地域において、地域スポーツ担当部署、地域スポーツ団体、教育委員会、小・中学校等の関係者による協議会を設置し、地域における新たなスポーツ環境の構築の在り方やスポーツ団体への支援等の整備充実方策、教師等の兼職兼業の仕組み等についての具体的な検討を開始する。その際、前述の学校における情報を共有し、学校の実情や児童生徒・保護者のニーズや教師の意向を踏まえて検討を進める。
- ・ 各市町村において、次年度以降の地域における新たなスポーツ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を検討・措置する。
- ・ 各市町村において、地域でのスポーツ指導を望む教師が兼職兼業の許可を得て指導に携われるよう兼職兼業の運用の考え方等の整理を進める。
- ・ 国から、生徒が参加する各種大会の主催者である公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）や各競技団体、体育・スポーツ協会等に対して、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等の検討とともに、各団体において令和4年度中に結論を出すよう要請する。

＜令和5年度の取組例＞

- ・ 既に活動しているスポーツ団体・組織を活用できる地域等から、まずは休日の運動部活動に関し、段階的に、生徒の受け入れ、あるいは学校施設を活用して新たな活動を始めるなど、当該地域の実情に適した地域移行の取組を開始する。
- ・ 各市町村において、次年度以降の地域における新たなスポーツ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を引き続き検討・措置する。

- ・ 休日の地域でのスポーツ指導を希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得て地域で指導できるよう運用を開始する。
- ・ 各種大会の主催者である日本中体連や各競技団体、体育・スポーツ協会等は、参加資格の緩和等を行った大会を開催する。【詳細は第6章「大会の在り方」に後述】

<令和6年度以降の取組例>

- ・ 地域におけるスポーツ環境の整備充実を本格的に進め、生徒にふさわしいスポーツ活動を着実に増加させていく。

第3章 地域におけるスポーツ団体等の整備充実

運動部活動の地域移行にあたり、その「受け皿」となり得る地域におけるスポーツ団体等の状況としては、スポーツ少年団や競技団体に登録しているチーム、総合型地域スポーツクラブが設置する教室、フィットネス施設等は、全国で約18万となっており、人口の多い都市部の都道府県での数が多い¹⁰。ただし、人口10万人当たりのスポーツ団体等の平均は142となるが、人口の多い都市部の都道府県の方がこの平均を下回るところが多くなる状況にあり、人口当たりで捉えると都市部であるからといって地方部に比べて恵まれた環境にあるわけではないことがわかる。

そのような状況を踏まえ、都市部でも地方部でも、どの地域においても、生徒にスポーツの機会を提供する団体等が十分に整備されていくようにしていく必要がある。

そのため、地域におけるスポーツ団体等の整備充実方策や支援の在り方等について整理するものである。

1. 地域スポーツ団体等の整備充実方策

①現状と課題

- 中学校等の生徒が地域においてスポーツに親しめるようにするために、地域の実情に応じて、多様な実施主体を想定しながら、それらの整備充実を進める必要があるが、中学校における地域のスポーツ・文化団体との連携実績について、「特段の連携をしていない」と回答している公立中学校の割合は51.4%となっており¹¹、地域スポーツに係る団体等と学校との連携が十分でないところが多い。
- スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や、住民に対するスポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導・助言を行う者として、全国で約5万人のスポーツ推進委員が市町村教育委員会により委嘱されているが、地域のスポーツ活動全般にわたる連絡調整を遂行している委員が少ない。

②求められる対応

- 地域におけるスポーツ環境の整備充実について、スポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」を進めたり、地方公共団体や地域で独自の取組を行ったりするなど、先進的に取り組んでいる地域がある。それらの地域では、既存の総合型地域スポーツクラブが中心となっているものや、新たな団体を立ち上げているもの、企業や大学と連携し

¹⁰ JSPO「令和2年度登録状況」、スポーツ庁「地域におけるスポーツ大会・スポーツ団体等に関する調査分析」、「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」、(株)矢野経済研究所「フィットネス施設に関する調査」(令和2年度)、(公財)日本レクリエーション協会「種目団体支部一覧関係」

¹¹ スポーツ庁「運動部活動等に関する実態調査」(平成29年度)

ているもの、大学そのものや大学が中心となって立ち上げた NPO 法人など、様々な事例がある。

そのため、国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、それらの事例を資料としてまとめ、提供するとともに、各地方公共団体においては、これらの事例も参考しつつ、当該地域の実情等を踏まえた受け入れ体制等の構築等の取組を着実に進めていくことが必要である。

(参考)「地域運動部活動推進事業」における実践事例

○岐阜県羽島市（総合型地域スポーツクラブ）

- ・令和 3 年 4 月から、休日の運動部活動を総合型地域スポーツクラブの活動に移行
- ・休日における活動は、希望する生徒のみが参加

○茨城県つくば市（新たな団体の立ち上げ、大学との連携）

- ・校長・PTA を中心に市民クラブを設立
- ・多種目にわたる地元のクラブチームや大学等と連携し、幅広く指導者を確保
- ・実践事業以前から、平日の地域移行に着手

○新潟県長岡市（企業との連携）

- ・地元企業と連携した指導者派遣事業を実施

○石川県能美市（地域スポーツ団体との連携）

- ・能美市体育協会加盟団体と連携
- ・複数校による合同実施

○ その際、地域におけるスポーツ環境の効果的・効率的な整備充実に向け、まずは、各市町村の地域スポーツの担当部局や組織・団体、学校等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していくよう、関係者を集めた委員会など、定期的・恒常的な連絡調整を行える場など体制を整備する必要がある。

また、そうした委員会等において、地域におけるスポーツ団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にしておくことも必要である。

○ スポーツ推進委員の役割に鑑み、運動部活動の地域移行にあたり、地方公共団体と地域のスポーツ団体等との連絡調整をスポーツ推進委員が担うことも期待される。

2. 地域のスポーツ組織・団体等への支援

①現状と課題

○ 第 2 章の 1. (1) で述べた通り、中学校等の生徒のうち地域のスポーツクラブに所属している者は、徐々に増えてはいるものの、多くはない状況である。

生徒に対して、安定的・継続的にスポーツの機会が確保されるよう、生徒向けのスポーツ活動を実施している地域のスポーツ組織・団体等の整備充実を進めていく必要がある。

- 国による地域のスポーツ組織・団体等への支援としては、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）によるスポーツ振興くじ助成がある。これは、総合型地域スポーツクラブ等を主な対象としているが、運動部活動の地域移行に向けた取組が助成対象となっているわけではなく、また、総合型地域スポーツクラブ以外の組織や団体への支援の枠組みが十分でない。

②求められる対応

- 総合型地域スポーツクラブを含め、運動部活動の地域移行に向けて中学生向けの活動を実施する組織・団体等については、その運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制の育成を促すことが基本だが、必要な予算の確保や JSC のスポーツ振興くじ助成を含めた多様な財源の確保による国の支援もできるよう検討する必要がある。あわせて、組織・団体等においては、そうした支援に見合った透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要もある。
- また、こうした公的な支援だけでなく、地元の企業などによるスポーツ用具の寄附や地域スポーツ振興のための基金の設立なども想定され、市町村や地域において、当該地域の実情に応じて支援体制を整備する必要がある。
- 支援の在り方については、地域の実情に応じて様々な方策が想定され、上記 1. と同様に、各地方公共団体における取組の参考となるよう、スポーツ庁において、それらの事例を参考資料としてまとめること予定であり、各地方公共団体において、これらの事例も参考しつつ、取組を着実に進めていくことが必要である。

第4章 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保方策

スポーツ少年団や競技団体に登録しているチーム、総合型地域スポーツクラブが設置する教室、フィットネス施設等における指導者数は、全国で約59万人となっており、スポーツ団体等と同様に人口の多い都市部の都道府県での数が多い¹²。ただし、人口10万人当たりの指導者数の平均は470人となるが、人口の多い都市部の都道府県の方がこの平均を下回るところが多くなる状況にあり、人口当たりで捉えると都市部であるからといって地方部に比べて恵まれた環境にあるわけではないことがわかる。

生徒が地域においてスポーツを行う機会を確保するためには、質・量ともに十分な指導者が不可欠であり、どの地域においても十分な指導者を確保できるようしていく必要がある。

また、現在、学校の運動部活動の指導を担っている教師の中には、地域でスポーツ指導を希望する者もあり、そのような教師が引き続き地域でスポーツ指導を担えるようにしていく必要がある。

そのため、地域における指導者の質の保障・量の確保方策や、指導を希望する教師等の在り方等について整理するものである。

1. 指導者の質の保障・量の確保方策

(1) 指導者の質の保障

① 現状と課題

- 生徒にとってふさわしいスポーツ環境を整備するためには、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していく必要がある。特に心身の発達の途上にある生徒を指導する者には、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。その際、生徒の基本的人権の保障や権利利益の擁護の観点にも留意する必要がある。
- 例えば、JSPOでは、加盟団体等と連携し、昭和40年からスポーツ指導者の養成を開始し、現在は公認スポーツ指導者資格として5つの領域にわたる18種の資格を設け、多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を認定してきている。

¹² JSPO「令和2年度登録状況」、スポーツ庁「地域におけるスポーツ大会・スポーツ団体等に関する調査分析」、「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」、(公財)日本障がい者スポーツ協会「各都道府県・指定都市別、ブロック別日本障がい者スポーツ協会公認指導者登録者数」、(公財)日本レクリエーション協会「種目団体支部一覧関係」

そして、日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団に指導者として登録する際、上記 JSPO の公認スポーツ指導者資格の保有を義務付けている。(令和 6 年度から完全義務化)

- 各競技団体等においても、JSPO の公認スポーツ指導者資格と連携して様々な取組が行われており、例えば、公益財団法人日本バスケットボール協会では、多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上を図ることや、コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保することなどを目的にコーチ養成講習会を開催している。それぞれの講習会を受講・修了し、コーチ登録を行うことでコーチライセンスが付与され、各大会においてベンチで指揮をとるコーチは必要資格を保有することとされている。

その他、指導者の資質向上を目的とした講演会・スキルアップセミナーや、指導者育成プログラム研修会を開催し、学校と連携・融合する活動の指導者には研修会の受講義務化を図り、受講登録制を実施している NPO 法人や、大学においても事前研修を行った上で、中学校に運動部活動の指導員として派遣している事例もある。

②求められる対応

- 上記事例を踏まえ、生徒の指導に当たる指導者について、指導者資格の取得や研修の実施を促進する必要がある。その際、これまでの運動部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう留意する必要がある。
- JSPO は、国の支援を受けつつ、競技団体等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。その際、実施主体による指導技術の担保や生徒への適切な指導力等の質の評価のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶にも留意する必要がある。
- また、一般社団法人大学スポーツ協会（以下「UNIVAS」という。）では、中学生年代の運動部活動を指導する大学所属運動部学生が必要とする内容に関する事前研修の標準化を進めていく予定であり、スポーツの技能と指導力を兼ね備えた大学生指導員の養成・確保を進めていく。
- 指導者資格の取得に際しては、受講者の負担をできるだけ軽減するため、インターネットを通じて受講できるようにすることなども考えられ、各競技団体等においては指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う必要がある¹³。

¹³ 例えば、JSPO では、運動部活動の地域移行に伴う新たな地域スポーツ環境の構築を目指し、指導者の

- 障害者への指導については、初級障害者スポーツ指導員をはじめとする障害者スポーツ指導員資格がある。障害のある生徒に対して適切に指導できる指導者を確保するため、障害者スポーツ指導資格の取得促進が必要である。
- このほか、指導者がスポーツに精通した有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支えていくことも重要である。
- 指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、スポーツ団体等が自ら設ける相談窓口のほか、JSPO の公認スポーツ指導者資格保有者及びスポーツ少年団登録者等に関する暴力行為等相談窓口や、公益財団法人日本サッカー協会の暴力等根絶相談窓口などのように、公平・公正に対処できる取組を着実に推進するとともに、その実施状況の評価・分析を行い、より実効性を高める改善を行う必要がある。なお、こうした評価・分析の結果等によっては、競技団体とは別の地方公共団体や第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みについても検討することが考えられる。

(2) 指導者の量の確保

① 現状と課題

- 指導者の確保等については、スポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」を活用するなど、先進的に取り組んでいる地域がある。それらの地域では、部活動指導員を活用しているものや、教師等が兼職兼業の許可を得て指導に当たっているもの、企業・クラブチームから指導者が派遣されているもの、大学と連携しているもの、地域のスポーツ団体等と連携して人材バンクを設置しているものなど、様々な事例がある。

(参考) 「地域運動部活動推進事業」における実践事例

- 愛知県春日井市（部活動指導員）
 - ・国からの補助以外にも、市独自で部活動指導員を配置
 - ・休日は部活動指導員が地域のスポーツ指導者として部活動を運営
- 北海道当別町（兼職兼業）
 - ・部活動の支援事業を行う民間事業者が、兼職兼業の説明から実際の手続きまでを提供することで兼職兼業を推進
- 東京都日野市（企業）
 - ・地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する選手・OB を指導者として中学校に派遣
- 新潟県村上市（大学）
 - ・地域部活動運営団体である NPO 法人と大学が連携し、指導者育成プログラム研修会を実施

質の保障や人材の確保・育成を図るため、令和4年6月から、教員免許所持者が全てオンラインで受講可能な新たな資格として「スタートコーチ（教員免許状所持者）」の養成を開始する予定。

○熊本県南関町（人材バンク）

- ・指導者確保に向けた人材バンクを設置
- ・研修会受講を要件に指導者認定を実施

②求められる対応

- 各地方公共団体における取組の参考となるよう、スポーツ庁において、それらの事例を参考資料としてまとめる予定であり、各地方公共団体において、これらの事例も参照しつつ、取組を着実に進めていくことが必要である。
- 部活動指導員は、実技指導のほか、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営（会計管理等）、保護者等への連絡など、部活動に関わる多様な職務が想定されている。部活動指導員は学校の職員であるが、運動部活動の地域移行後もその役割は重要であると考えられ、部活動指導員を担っている者が地域のスポーツ活動の指導者等として活躍することが期待される。
- JSPOにおいては、公認スポーツ指導者の活躍を促進するため、公認スポーツ指導者のマッチングサイトを設置しており、このようなサイトの活用も考えられる。
- 指導者の確保は小規模な市町村での取組には限界があるため、例えば、都道府県単位でスポーツ団体等と連携して人材バンクを設けることなども考えられる。
- 企業の関係者のほか、大学生や高校生、保護者の中には競技経験者もあり、各地方公共団体において、これらの者について指導者資格の取得や、研修の受講等を経て、地域でスポーツ指導に当たることや、高校生との合同練習等を促進していくことも考えられる。
なお、UNIVASでは運動部学生のキャリア形成の機会として中学生の指導を重要視しており、より多くの運動部学生による指導を実現する環境整備を行っていく。
- 適切な指導者がいない地域においては、ICTを活用して遠隔指導できる体制を整えるなどして、優れた指導者から指導を受けられる環境を整備することも考えられる。

＼(参考)

○石川県立小松工業高等学校と地元の小・中学校との連携による取組

- ・地域のスポーツ団体と連携し、木曜と日曜に実施
- ・参加している小学生は地域クラブ所属、中学・高校生は部活動所属

○神奈川県横浜市

- ・民間事業通信社、大学と連携し、遠隔指導による部活動支援体制を構築

- これらの指導者の確保に当たっては、その身分保障や質の確保の観点も踏まえ、指導に対して適切な対価が支払われることや指導者資格の取得等が重要であり、そのための国の支援方策についても検討する必要がある。

2. 指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）

①現状と課題

- 地域において優れた指導者を確保することについて、地域移行の過渡期においては質・量ともに十分な指導者の確保が課題となることが考えられる。
- 公立学校の教師等の公務員の中には、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいることから、これらの者が兼職兼業の許可を得るなどにより地域でスポーツ指導できるようになることが考えられる。こうした教師等の協力を得られれば、地域スポーツ振興の観点からも効果的である。
- 地域のスポーツ活動に従事することを希望する公立学校の教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、地方公務員法や教育公務員特例法の規定に基づき、報酬を受けて行う場合などには、任命権者（県費負担教職員の場合は、市町村教育委員会）の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には地域団体の業務に従事することが可能である。
- 一方で、教師等が兼職兼業の許可を得るなどして地域でスポーツを指導する際に、本来業務へ影響が生じないようにするとともに、心身に過重な負担とならないようする必要がある。また、教師が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、保護者等からの要望や周囲からの同調圧力等により兼職兼業の許可を申請するなどして従事せざるを得ないような事態が生じることを防がなければならない。
- 教師等が地域におけるスポーツ団体等で指導に当たる際には、居住する地域や勤務する地域にあるスポーツ団体等において指導をすることが想定されるが、勤務する地域で指導する際は、異動や退職に伴い、そこで指導者を辞めてしまうことも考えられる。

②求められる対応

- 地域でのスポーツ指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるようになる必要がある。
- 地域のスポーツ団体等において指導に当たることについては、スポーツ指導者として雇用契約を結んで指導に従事させる場合だけでなく、業務委託契約等による場合も

想定される。

教師等の兼職兼業については、現行制度下においても各教育委員会等の判断で実施可能なものであり、文部科学省が通知（「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」令和3年2月17日）で示した地域のスポーツ団体等に雇用されて指導に従事する場合のみならず、業務委託契約等により指導を担う場合も考えられ、このような教師等の兼職兼業の対象となりうる例を国から教育委員会等に対して周知する必要がある。

なお、業務委託契約等については、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月（令和2年9月改定））において、労働基準法の労働時間規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は認められないなどとされていることに留意する必要がある。また、教師の健康管理や事故が発生した場合の対応等が、雇用契約の場合とは異なる取り扱いとなることに留意する必要がある。

- 各教育委員会等においては、スポーツ指導に関して高い能力や意欲がある教師等が、地域においてスポーツ指導に従事し、今後とも地域の子どもたちのためにその指導力を十分に発揮できるよう、速やかに兼職兼業の運用に係る考え方等を整理する必要がある。
- また、教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を十分に確認するとともに、勤務校等における業務内容や負担も勘査して許可することを、国から改めて教育委員会等に対して周知する必要がある。
- 教師等が地域のスポーツ指導に従事する際、異動や退職にかかわらず継続的に同じスポーツ団体等で指導に携わることが、活動に参加する子どもたちにとって望ましい。そのため、地域のスポーツ団体等において、教師等をスポーツ指導者として雇用等する際には、居住地、異動や退職があっても当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえ、教育委員会等と連携し継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要がある。また、指導者としての勤務時間や労務災害に関する管理体制の明確化などの配慮も必要である。

第5章 地域におけるスポーツ施設の確保方策

全国の体育・スポーツ施設等の状況として、公共のスポーツ施設は約5万2千箇所（全体の約28%）となっており、民間スポーツ施設は約1万6千箇所（全体の約9%）である一方、学校体育施設は11万3千箇所（全体の約60%）と多くを占めている¹⁴。

生徒が地域においてスポーツを行う機会を確保するためには、十分な数の体育・スポーツ施設の確保が不可欠であるため、地域における施設の確保方策等について整理するものである。

1. 想定されるスポーツ施設

①現状と課題

- 公共のスポーツ施設とともに、地域のスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは、地域の中学校等の生徒がスポーツ活動をするのには足りない地域も想定される。

②求められる対応

- 公共のスポーツ施設や、地域のスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけではなく、中学校の体育館やグラウンド、武道場等の体育施設をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの利用を促進する必要がある。

2. 円滑な学校体育施設の利用の促進

①現状と課題

- 上記1. の通り、中学校をはじめとする学校体育施設の利用が想定されるが、その場合、これまでよりも多くのスポーツ団体等が学校体育施設を利用することになるため、利用ルールの改善や団体間での調整が必要となる。

- また、各地方公共団体が定める学校施設利用の規則において、営利を目的とした利用が認められない場合には、中学生等をはじめとする地域住民を受け入れようとする民間事業者が行うスポーツ教室等であっても、営利を目的とした利用にあたるとして学校体育施設の利用が認められない可能性がある。

②求められる対応

- 地域移行に協力しようとする多様なスポーツ団体等が学校体育施設を円滑に利用で

¹⁴ スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」（平成30年度）

きるよう、地域スポーツ担当部署や教育委員会の担当部署、各スポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、様々な団体向けの利用ルール等を策定することや、指定管理者制度や業務委託の活用など学校の負担なく利用の割当ての調整を行う仕組みを設けることなどが必要である。

その際、スポーツ庁が地方公共団体の実務担当者向けに策定した「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月）も参考に取り組むことが考えられる。

- 学校体育施設の利用に際して、営利を目的とした利用を一律に認めない規則や、そうした運用を行っている地方公共団体においては、運動部活動の地域移行を推進するため、中学生等をはじめ地域住民を受け入れてスポーツ活動を行おうとする民間事業者等に対しては、学校体育施設の利用が可能となるよう規則改正や運用改善を検討する必要がある。
- また、運動部活動の地域移行に協力するため、中学生等をはじめ地域住民を対象とするスポーツ活動を行う団体等に対しては、学校体育施設をはじめとするスポーツ施設等について低廉な利用料を認めるなど負担軽減のための措置を検討する必要がある。
このほか、体育・スポーツ施設整備の仕組みを有効活用し、地域のスポーツ施設等の環境整備を図ることも考えられる。

3. 学校体育施設の利用・管理の在り方

①現状と課題

- 上記1. の通り、学校体育施設については、学校教育だけでなく、地域のスポーツ活動の拠点としての利用を促進していく必要がある。
- これまでよりも多くの地域のスポーツ団体等が学校体育施設を利用することとなるため、施設の管理を学校が行うこととなると、学校の負担が増大するおそれがある。

②求められる対応

- 学校の正規の教育課程である授業を除き、学校行事で使わない放課後や休日の時間帯は、中学生をはじめとする地域住民のための運動・スポーツ施設としての利用を促進することが考えられる。
- 地域住民のための運動・スポーツ施設としての利用を促進するとともに、学校の負担を増大させないため、放課後や休日の時間帯の学校体育施設の管理は指定管理者制度を活用するなどして、中学生をはじめとする地域住民のためのスポーツ活動を実施するスポーツ団体等に委託していくことなどが考えられる。このような取組により、当該スポーツ団体等の安定的・継続的な運営を促進できることも期待できる。

第6章 大会の在り方

中学校等の生徒を対象とする大会としては、主に

- ・日本中体連及び各都道府県等の中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の主催する大会
- ・競技団体が主催する大会
- ・その他のスポーツ団体等の主催する大会

がある。

これらの大会は、規模も水準も様々であり、また参加資格として、学校の運動部に限るもの、地域のスポーツ団体等に限るもの、制限を設けていないものなどがある。

これらの大会は、生徒にとって、日頃の練習の成果を発揮する貴重な機会を提供し、生徒のスポーツへの意欲を高め、技能の向上に寄与してきた。

一方で、大会の在り方については、「公益財団法人日本中学校体育連盟は、（中略）学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う」とこととされた。

また、平成31年中教審答申において、「学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者においても、（中略）学校と連携した地域の団体等が大会に参加できるよう、関係規定の見直し等を行うべきである」、「勝利至上主義を助長するような大会等の在り方の見直しを進めることも重要である」と指摘されている。しかし、こうした指摘を踏まえた具体的な改革の歩みはようやく緒に就いたばかりである。

本検討会議における中学校等の運動部活動改革に関する議論は、上記のような指摘を踏まえた大会の在り方の見直しにつながる好機であると言えるため、中学校等の生徒にふさわしい大会の在り方についても整理するものである。

なお、本検討会議は公立の中学校等の運動部活動の改革を主な対象としており、大会についても中学校等の生徒が参加する大会について扱うこととする。

1. 今後の大会の在り方

（1）地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保

①現状と課題

- 少子化の進展に伴い、学校の小規模化が進み、中学校等の運動部活動として生徒の

興味関心に応じて多様な運動種目の運動部を設置することは困難となっている。また、学校単位では単独でチームを組めず、十分な練習もままならない状況となっている運動部活動も生じている。このため、生徒のスポーツ等の機会を確保する観点から、地域においてスポーツができる環境を速やかに整備していく必要がある。

- 大会について、参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものもある。そのため、地域のスポーツ団体等に所属する生徒は、このような大会には参加できず、練習の成果を発揮し、また他の学校や地域のスポーツ団体等に所属する生徒との切磋琢磨ができない状況が生じることとなる。

②求められる対応

- 地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加の機会が確保されるよう、国から大会主催者に対し、参加資格について、学校単位だけでなく、地域のスポーツ団体等の参加も認めるなどを要請する必要がある。既に日本中体連においては、地域のスポーツ団体等の中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、参加条件等について、都道府県中学校体育連盟と協議中であり、着実に参加資格の見直しがなされることを期待する。
- 令和5年度から、各地域において、休日の運動部活動の段階的な地域移行が進み、地域のスポーツ団体等に所属する生徒が増えていくことが見込まれる。このような生徒の大会参加機会を確保するとともに、また地域のスポーツ団体等も参加できる大会開催を推進するため、国は、令和5年度以降の中学校等の生徒を対象とする全国規模の大会（以下「全国大会」という。）について、支援の在り方を見直し、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き、開催経費の補助や後援名義、杯・賞の授与等の支援を行う必要がある。
- あわせて、ガイドラインを改訂し、令和5年度以降は、
 - ・ 中体連や各競技団体等の中学校等の生徒を対象とする大会の主催者は、大会参加資格として地域のスポーツ団体等も参加できるようにすること
 - ・ 都道府県、市町村は、大会に対する支援の在り方を見直し、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設の貸与等の支援を行うことを規定する必要がある。

（2）全国大会をはじめとする大会の在り方

①現状と課題

- 中学校等の運動部が参加する大会には都道府県等を範囲とする大会から、日本中体連や競技団体が主催する全国大会まで様々なものがある。なお、日本中体連が主催する全国大会の運動種目については、それぞれ競技団体主催の大会もあり、併存してい